

新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画 (第4次)

(第4次計画期間：令和4年度～令和8年度)

令和4年1月

新上五島町教育委員会

目 次

はじめに

第 1 章 計画策定の趣旨等 1

- 第 1 節 適正規模・適正配置の必要性と計画策定の趣旨 1
- 第 2 節 計画の位置づけ 2
- 第 3 節 計画の期間 2
- 第 4 節 計画の見直し 2

第 2 章 小中学校の状況 3

- 第 1 節 小中学校の現状 3
- 第 2 節 児童生徒数の将来推計 6

第 3 章 適正規模・適正配置の基本的な考え方 10

- 第 1 節 適正な規模 10
- 第 2 節 適正な配置 10

第 4 章 適正規模・適正配置の具体的な方策 11

- 第 1 節 適正規模・適正配置の検討対象校 11
- 第 2 節 適正規模・適正配置の手法 12
- 第 3 節 学校統合の組合せ 14
- 第 4 節 令和 9 年度以降の検討対象校 19

第 5 章 適正規模・適正配置の実施に関する事項 20

- 第 1 節 学校統合の実施手段 20
- 第 2 節 学校統合に当たっての配慮すべき事項 21

第 6 章 幼稚園の適正配置に関する事項 24

- 第 1 節 幼稚園の適正配置 24

資料編 25～

- ・学校の適正規模・適正配置に関する関係法令（抜粋）
- ・「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」（平成 27 年 1 月文部科学省公表）で示された小規模校のメリットや学校運営上の課題等
- ・小中学校児童生徒数推計資料（H17～R20）／学校区別 15 歳以下人口／新上五島町立小中学校位置図／新上五島町立学校等適正配置審議会委員名簿／諮問書／審議経過／答申書

は じ め に

近年の社会情勢は、少子高齢化が顕著となり、家族の在り方なども大きく変化し、自然災害や新型コロナウイルス感染症対策の影響で、国の財政状況も一段と厳しさを増しています。

本町においても、児童生徒数の減少や施設の老朽化など教育環境の改善・充実に早急な対応が求められています。

このような中で、次世代を担う児童生徒により良い教育環境を整備することは、教育委員会の責務であり、小中学校等の適正配置の推進は、第3次教育振興基本計画の中においても、主要施策の一つである「教育環境の整備」の中に位置づけ、取組を進めているところであります。

少子化により、児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進む中で、児童生徒により良い教育環境を整備するため、教育委員会では、平成29年度に「第3次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画」を策定し、令和3年度までの計画期間で、統廃合を含めた適正規模化に取り組み、平成30年4月に北魚目中学校が魚目中学校に統合され、令和3年4月に浜ノ浦小学校が青方小学校に統合されました。

今回、第3次計画が本年度をもって終了することから、令和3年6月に新上五島町立学校等適正配置審議会へ、第4次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画の策定について諮問を行い、小中学校等の現状や最新の児童生徒数の将来推計、国・県の動向等を踏まえ、令和3年6月から4回にわたる審議の末、令和3年11月にパブリックコメントを実施した結果も踏まえ、令和4年1月に答申を受けました。

このたび、この答申を踏まえ、「第4次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画」を策定しました。

令和4年1月

新上五島町教育委員会

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 適正規模・適正配置の必要性と計画策定の趣旨

(1) 適正規模・適正配置の必要性

学校教育法第21条に義務教育の目標として、学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことをはじめ10項目にわたり記されています。

この目標を具現化するために、各学校では、学習指導要領に基づいた教育活動が展開されています。

このため、各学校では、教科等の知識や技能の習得を図るとともに、児童生徒一人一人が集団生活の中で、多様な考えに触れ、自分と他者との関わりを大切にしながら、思いやりの心や協調性、尊敬の念、正義、忍耐力、公正等を学び、社会の一員として必要なことを身に付けています。ここで、児童生徒一人一人にとって重要になるのが、学級集団です。この集団の中で切磋琢磨して、社会性や社会規範を身に付けていきます。

したがって、この集団は一定の規模の児童生徒集団が保証されていることや、児童生徒一人一人の教育にあたる教職員組織が、経験年数、専門性、男女比のバランスがとれていることが重要となります。このようなことから適正規模という考え方が生まれることになります。

学校規模の適正化については、児童生徒一人一人にとって望ましい教育とは何かを一義的に考え、進めていかなければなりません。

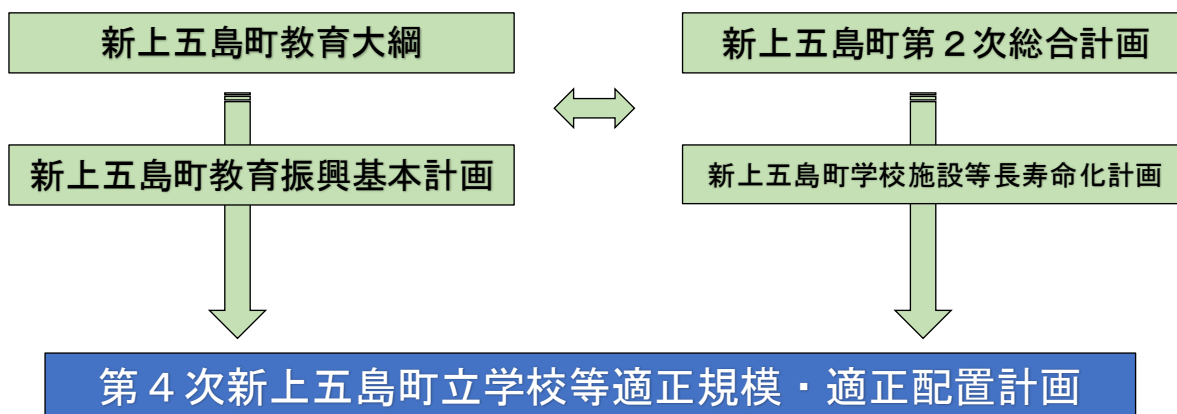
(2) 計画策定の趣旨

前述のとおり学校の果たす役割は、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましく、一定の学校規模を確保することが必要と考えています。こうした教育的な観点を踏まえ、小中学校の適正規模・適正配置について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、その取組を円滑に進めるため、「第4次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画」を策定します。

同時に、学校は地域コミュニティの核としての性格を有し、地域によっては防災拠点や文化・スポーツ活動拠点などの側面を持っており、学校の適正規模・適正配置は、保護者や地域住民の理解と合意に基づいて実施することが重要です。このため、学校の適正規模・適正配置の実施手順を示し、その検討や取組において、保護者や地域住民の意向が反映されるとともに、保護者や地域住民、行政が一体となって取り組んでいく計画とします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、新上五島町教育大綱及び新上五島町第2次総合計画に基づく計画として位置づけています。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画期間	第3次計画					第4次計画				

第4節 計画の見直し

国の教育制度改革や県の学級編制基準の見直し、その他特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部又は全部を改定することがあります。

なお、計画期間の中間年度にあたる令和6年度には、最新の人口データ等を基に、児童生徒数の将来推計を行い、計画見直しの必要性を検討します。

年度	R4	R5	R6	R7	R8
計画期間	始期		見直しの検討		終期

第2章 小中学校の状況

第1節 小中学校の現状

(1) 新町合併後の児童生徒数の現状

小学校の児童数は、平成17年度児童数1,601人をピークに減少の一途をたどり、令和3年5月1日現在、651人（950人減）となっています。

また、中学校の生徒数は、平成17年度生徒数924人をピークに減少を続け、令和3年5月1日現在、384人（540人減）となっています。

児童生徒数は、本町の人口減少率の中でも特に著しいものがあります。

■小学校児童数の推移

(単位：人)

小学校名	H17		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
若松中央	111	～	62	62	48	44	45	44	43	42	39	34
若松東	104		64	64	55	63	56	54	47	39	41	37
今里	54		36	33	26	27	23	17	19	17	14	16
青方	249		180	169	160	157	154	143	127	135	137	129
上郷	165		119	111	105	102	94	82	97	91	82	80
魚目	145		143	141	134	135	130	121	114	101	102	102
北魚目	137		51	47	45	37	31	33	29	22	15	18
有川	308		253	231	224	196	187	173	164	158	141	145
東浦	117		93	95	93	94	86	80	69	62	59	52
奈良尾	162		76	73	67	52	49	50	53	50	36	38
計	1,601		1,077	1,014	957	907	855	797	762	717	666	651

※統廃合した学校については、現学校にカウントしています。(学校基本調査数値)

■中学校生徒数の推移

(単位：人)

中学校名	H17		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
若松	133	～	77	81	75	68	60	54	57	51	48	49
上五島	281		214	208	194	180	162	159	141	128	103	111
魚目	81		127	123	114	102	100	91	86	86	82	73
有川	238		199	192	194	191	183	155	143	126	139	129
奈良尾	101		52	46	35	38	29	29	24	26	25	22
計	924		669	650	612	579	534	488	451	417	397	384

※統廃合した学校については、現学校にカウントしています。(学校基本調査数値)

(2) 学校数の現状

小学校数については、平成 16 年度の合併当初 18 校でしたが、児童数の減少等により、平成 28 年度までに津和崎小学校と仲知小学校が北魚目小学校に、神之浦小学校が東浦小学校に、太田小学校と崎浦小学校が有川小学校にそれぞれ統廃合され、奈良尾小学校と岩瀬浦小学校は統合して新しく奈良尾小学校になっていましたが、第 3 次計画期間中の令和 3 年度に浜ノ浦小学校が青方小学校に統廃合されたことにより、令和 3 年 4 月現在 10 校となっています。

中学校数については、合併当初 6 校でしたが、第 3 次計画期間中の平成 30 年度に北魚目中学校が魚目中学校に統廃合され令和 3 年 4 月現在 5 校となっています。

なお、今里小学校については、令和 5 年度に青方小学校へ統合される予定になっています。

■小学校一覧（平成 17 年度以降）

現学校名	閉校学校名	統廃合年月日
若松中央小学校	若 松小学校	平成 26 年 4 月 1 日
若 松 東小学校		
今 里小学校		
青 方小学校	浜 ノ 浦小学校	令和 3 年 4 月 1 日
	今 里小学校	令和 5 年 4 月 1 日（予定）
上 郷小学校		
魚 目小学校		
北 魚 目小学校	津 和 崎小学校	平成 21 年 4 月 1 日
	仲 知小学校	平成 23 年 4 月 1 日
有 川小学校	太 田小学校	平成 23 年 4 月 1 日
	崎 浦小学校	平成 25 年 4 月 1 日
東 浦小学校	神 之 浦小学校	平成 21 年 4 月 1 日
奈 良 尾小学校	奈 良 尾小学校	平成 26 年 4 月 1 日
	岩 瀬 浦小学校	平成 26 年 4 月 1 日

■中学校一覧（平成 17 年度以降）

現学校名	閉校学校名	統廃合年月日
若 松中学校		
上 五 島中学校		
魚 目中学校	北 魚 目中学校	平成 30 年 4 月 1 日
有 川中学校		
奈 良 尾中学校		

(3) 学校規模の現状

学校規模は、令和3年5月1日現在、小学校1校当たりの児童数は平成29年度と比べ7人減少の65人、中学校1校当たりの生徒数は、4人減少の77人となっています。

小学校においては、若松中央、若松東、今里、北魚目、東浦、奈良尾小学校で複式学級が編制され、特に今里小学校と北魚目小学校は完全複式学級となっているなど、学校の小規模化が顕著となっています。

また、中学校においては、奈良尾中学校の全校生徒が30人を割っており、若松中学校も1学年10人を割るなど、部活動をはじめ学校運営に様々な影響を及ぼしています。

■令和3年度児童数及び学級数

(単位：人・学級)

小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計	学級
若松中央	6	3	7	6	6	6	0	34	4
若松東	8	3	6	6	6	7	1	37	5
今里	2	1	2	3	3	5	0	16	3
青方	15	17	28	27	14	24	4	129	8
上郷	12	9	8	21	11	16	3	80	8
魚目	13	20	13	21	17	16	2	102	8
北魚目	3	2	2	3	5	2	1	18	4
有川	23	27	18	24	18	30	5	145	8
東浦	10	5	10	11	4	9	3	52	7
奈良尾	7	3	6	8	8	2	4	38	6
計	99	90	100	130	92	117	23	651	61

※ は、複式学級

(令和3年度学校基本調査数値)

■令和3年度生徒数及び学級数

(単位：人・学級)

中学校名	1年	2年	3年	特支	計	学級
若松	23	9	16	1	49	4
上五島	38	36	33	4	111	6
魚目	19	24	27	3	73	5
有川	34	52	36	7	129	6
奈良尾	4	9	8	1	22	4
計	118	130	120	16	384	25

(令和3年度学校基本調査数値)

第2節 児童生徒数の将来推計

(1) 児童生徒数の将来推計

本町の児童生徒数については、令和3年5月1日現在の校区別人口や在籍児童生徒数等を基に令和15年度までを推計した場合、小学校の児童数が651人から235人減少して416人、中学校の生徒数が384人から150人減少して234人と、令和3年度の児童生徒数の約4割が減少することが見込まれます。

また、本町の人口については、国立社会保障・人口問題研究所が取りまとめた「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年3月推計）において、平成27（2015）年から令和27（2045）年までの30年間の（5年ごと）の男女年齢（50歳）階級別の将来人口の推計が示されています。この中で、本町の人口は、令和2年の17,278人から令和27年には7,685人にまで減少すると推計されています。

このうち、0歳から14歳までの人口は、令和2年の1,542人から令和27年には385人になると推計されており、これは、令和2年からの25年間で、75%も減少するというものです。

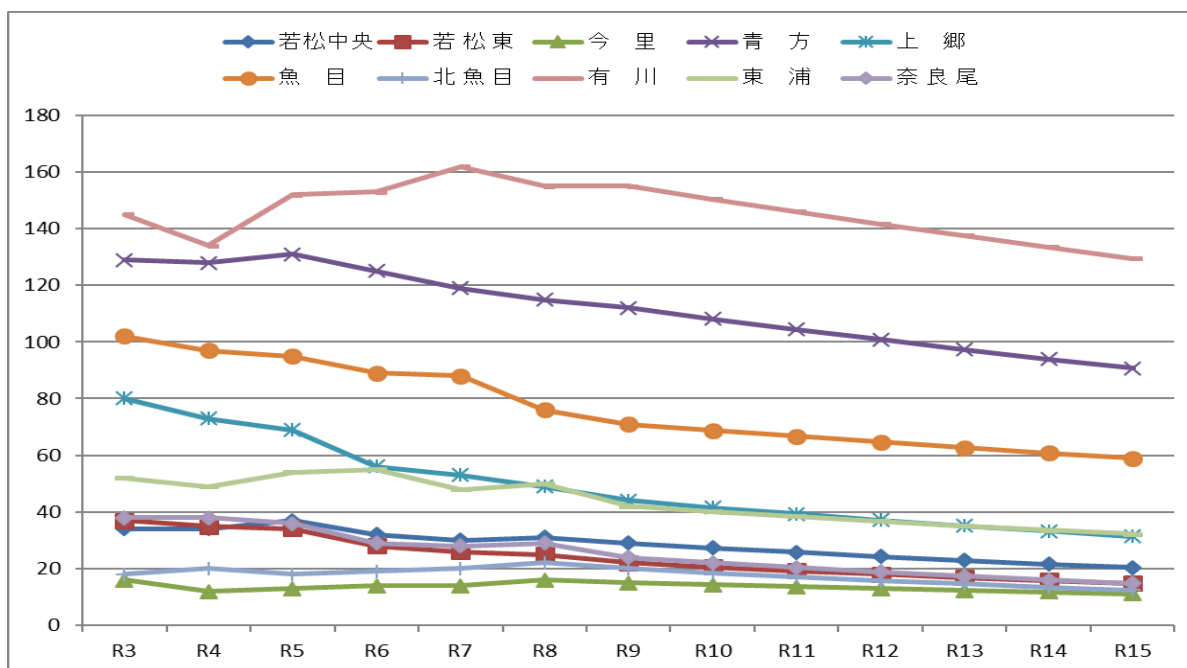
■児童数の推計

（単位：人）

小学校名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
若松中央	34	37	32	30	31	29	27	26	24	23	22	20
若松東	35	34	28	26	25	22	21	19	18	17	16	15
今里	12	13	14	14	16	15	14	14	13	12	12	11
青方	128	131	125	119	115	112	108	104	101	97	94	91
上郷	73	69	56	53	49	44	42	39	37	35	33	31
魚目	97	95	89	88	76	71	69	67	65	63	61	59
北魚目	20	18	19	20	22	20	18	17	16	15	13	12
有川	134	152	153	162	155	155	150	146	142	138	133	130
東浦	49	54	55	48	50	42	40	38	37	35	34	32
奈良尾	38	36	29	28	29	24	22	20	19	17	16	15
計	620	639	600	588	568	534	511	490	472	452	434	416

※小学校のR4～R9及び中学校のR4～R15は、住民基本台帳登録者数

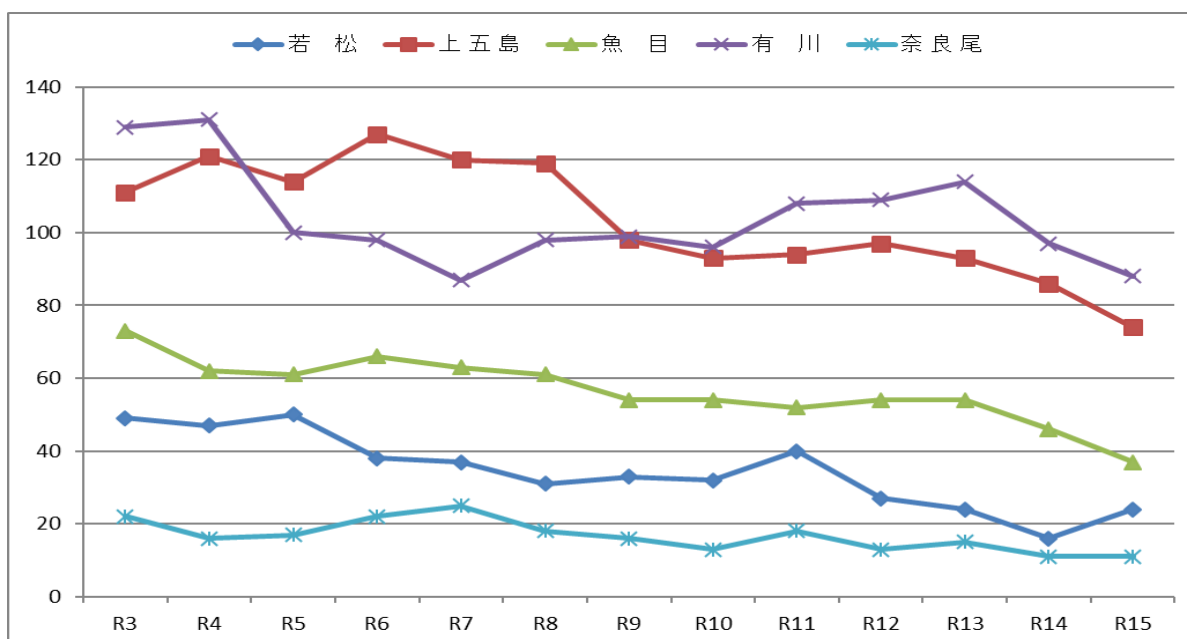
※小学校のR10～R15は、小学校のH17～R9の学校ごとの平均減少率を算出し得た数値



■生徒数の推計

(単位：人)

中学校名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
若 松	47	50	38	37	31	33	32	40	27	24	16	24
上 五 島	121	114	127	120	119	98	93	94	97	93	86	74
魚 目	62	61	66	63	61	54	54	52	54	54	46	37
有 川	131	100	98	87	98	99	96	108	109	114	97	88
奈 良 尾	16	17	22	25	18	16	13	18	13	15	11	11
計	377	342	351	332	327	300	288	312	300	300	256	234



■新上五島町の人口推計

(単位：人)

年齢	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
総数	19,718	17,278	15,017	12,965	11,083	9,323	7,685
0～4歳	508	394	290	226	174	123	93
5～9歳	669	512	398	293	228	175	125
10～14歳	876	636	488	379	280	217	167
15～19歳	715	541	393	302	235	173	135
20～24歳	319	249	187	137	104	81	60
25～29歳	468	367	300	230	170	131	101
30～34歳	635	506	393	318	243	180	139
35～39歳	858	617	490	386	312	239	177
40～44歳	1,077	837	605	480	382	309	235
45～49歳	1,206	1,028	801	581	461	366	296
50～54歳	1,402	1,145	977	762	553	439	350
55～59歳	1,695	1,346	1,100	939	734	534	423
60～64歳	1,856	1,652	1,315	1,077	919	719	524
65～69歳	1,762	1,774	1,585	1,269	1,041	889	695
70～74歳	1,418	1,634	1,645	1,475	1,184	974	832
75～79歳	1,563	1,251	1,449	1,461	1,317	1,062	876
80～84歳	1,329	1,281	1,035	1,209	1,220	1,114	902
85～89歳	881	881	865	711	844	850	794
90歳以上	481	627	701	730	682	748	761
0～14歳	2,053	1,542	1,176	898	682	515	385
15～64歳	10,231	8,288	6,561	5,212	4,113	3,171	2,440
65歳以上	7,434	7,448	7,280	6,855	6,288	5,637	4,860
75歳以上	4,254	4,040	4,050	4,111	4,063	3,774	3,333

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計))

(2) 学校規模の将来推計

令和9年度までに学校数に変化がなかった場合、小学校1校当たりの児童数は53人、中学校1校当たりの生徒数は60人と推計されます。

小学校では、複式学級の編制が令和3年度の14学級から4学級増加し、18学級になることが見込まれ、中学校では、ほとんどの学年でクラス替えができない1学級のための編制となる学校ばかりになることが見込まれます。

児童生徒数の減少は、令和９年度以降も続くことが予想されており、令和３年度現在、小規模校の増加とともに、学校事務職員が未配置となる学校が出てきており、教育環境への影響が懸念されています。

将来にわたり義務教育の機会均等や水準の維持・向上を図る観点から、地域の実情に応じた小中学校の適正な規模及び配置を検討し、これを実行していくことが強く求められています。

■令和９年度児童数及び学級数の推計

(単位：人・学級)

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計		
若松中央	4	4	5	1	9	6	29	3	3
若 松 東	5	2	4	0	5	6	22	3	2
今 里	1	3	2	4	4	1	15	3	3
青 方	13	14	22	21	18	24	112	6	—
上 郷	7	5	7	8	7	10	44	4	2
魚 目	9	8	12	15	16	11	71	6	—
北 魚 目	1	4	3	4	4	4	20	3	3
有 川	24	21	28	26	36	20	155	6	—
東 浦	5	7	3	12	9	6	42	4	2
奈 良 尾	2	4	5	2	8	3	24	3	3
計	71	72	91	93	116	91	534	41	18

※ は、複式学級

■令和９年度生徒数及び学級数の推計

(単位：人・学級)

中学校名	生徒数				学級	うち 複式
	１年	２年	３年	計		
若 松	14	6	13	33	3	—
上 五 島	30	28	40	98	3	—
魚 目	17	22	15	54	3	—
有 川	37	33	29	99	4	—
奈 良 尾	7	3	6	16	3	—
計	105	92	103	300	16	—

第3章 適正規模・適正配置の基本的な考え方

第1節 適正な規模

小中学校の適正な規模は、次のとおりとします。

適正な規模については、学級数（特別支援学級を除く。以下同じ。）を基準とします。

1学級当たりの児童生徒数は、長崎県の基準（令和3年度現在：小学校は1学年30人、2学年35人、3から5学年40人、6学年35人、中学校は1学年35人、2・3学年40人）に基づくものとします。

また、学校規模については、学校教育法施行規則において、小中学校とも12学級以上18学級以下を標準としながら、地域の実態その他の特別な事情があるときはこの限りではないと定められています。

区分	学級数		
	新上五島町	県（離島・郡部に限る）	国
小 学 校	6学級以上	6学級以上	12学級から24学級まで
中 学 校	3学級以上かつ全校生徒数50人以上	3学級以上	12学級から24学級まで

＜複式学級の編制基準＞

児童生徒数が少ない場合、2つの学年の児童生徒で1つの学級（複式学級）を編制する場合があります。複式学級の編制基準は、原則として次のとおりです。本計画は、この基準に基づき策定しています。

区分	小学校		中学校
	第1学年の児童を含む	第1学年の児童を含まない	
1学級の児童生徒数	8人以下	16人以下	8人以下

第2節 適正な配置

小中学校の適正な配置を考える上での、適正な通学距離（徒歩又は自転車通学に限る。）、並びにスクールバス（路線バス・タクシーを含む。）などを利用する場合の通学所要時間は次のとおりとします。

区分	通学距離（徒歩・自転車）	通学時間
小学校	おおむね4キロメートル以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6キロメートル以内	おおむね1時間以内

（文部科学省：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」による）

第4章 適正規模・適正配置の具体的な方策

第1節 適正規模・適正配置の検討対象校

第3章で示した小中学校の適正な規模（小学校6学級以上・中学校3学級以上かつ全校生徒数50人以上）の考え方にに基づき、令和9年度推計で、この適正規模に該当しない学校を「検討対象校」とします。

さらに、この検討対象校の中でも、小学校では3学級以下の編制が見込まれる学校、中学校では10人以下の学年がある学校を「優先対象校」とし、学校統合など適正規模・適正配置の具体的な取組を進めるものとしします。

ただし、優先対象校であっても、学校統合によって通学に過度の負担が生じる場合等については、適正規模と適正配置のバランスや地域の状況等を考慮した上で、検討を保留とする場合があります。

なお、今里小学校については、令和5年度に青方小学校へ統合される予定になっているため、除外しています。

■優先対象校一覧

No.	学校名	児童生徒数	学級数	摘要
1	若松中央小学校	29 人	3 学級	複式学級（3 学級）
2	若 松 東小学校	22 人	3 学級	複式学級（2 学級）
3	北 魚 目小学校	20 人	3 学級	複式学級（3 学級）
4	奈 良 尾小学校	24 人	3 学級	複式学級（3 学級）
5	若 松中学校	33 人	3 学級	2 学年 10 人以下
6	奈 良 尾中学校	16 人	3 学級	全学年 10 人以下

■検討対象校一覧

No.	学校名	児童生徒数	学級数	摘要
1	上 郷小学校	44 人	4 学級	複式学級（2 学級）
2	東 浦小学校	42 人	4 学級	複式学級（2 学級）

第2節 適正規模・適正配置の手法

(1) 学校統合

学校は、子供たちの社会性を醸成する場、子供たちがお互いに切磋琢磨する場であり、一定の規模が必要となっています。

小中学校の適正規模・適正配置を確保するための手法について、本町では、学校統合によって適正規模化を図るものとし、地域の状況によっては通学区域の見直しも検討していきます。

■小規模校の一般的なメリットとデメリット

項 目	メリット	デメリット
生 活 面	・子供相互の信頼関係や相互理解が強くなる。 ・子供一人一人を把握しやすい。 ・教職員と保護者との人間関係が密接になる。	・交友関係が固定化し、関係改善が難しい。 ・活気が乏しくなりやすい。 ・切磋琢磨する機会が少なくなる。 ・良い意味での競争心が育ちにくくなる。
教育活動面	・個に応じた配慮ができる。 ・教材教具が活用しやすい。 ・施設や設備に余裕を持って使用できる。 ・指導が徹底しやすい。 ・学校行事等での活動の場が増える。	・学び合いの場が持ちにくい。 ・学校図書、教材教具等の種類が少ない。 ・クラス替えができない。 ・クラブ等の数が限定される。 ・学校行事等での役割が固定化する。
教員の組織 学校経営面	・教職員間の相互の連携が密になる。 ・意思疎通が図りやすい。 ・業務と責任が明確になる。 ・指導方針等がまとまりやすい。	・教科数を満たす教員数の確保が難しい。 ・教員が減り、配慮を要する子供への対応が難しくなる。 ・校務分掌が多く業務処理に追われる。 ・新任、若手職員の育成が難しい。 ・教員の創意工夫に限りがある。

(2) しま留学制度の継続

しま留学制度とは、新上五島町の自然環境、歴史文化等の中で、豊かな学びと地域における体験活動等を願う町外の方を対象に、新上五島町内の小中学校に入学又は転学を希望する児童生徒を受け入れ、本町の教育の振興及び充実並びに学校及び地域の活性化を図ることを目的として行っています。

■留学生の受け入れ状況

年度	留学生数	受入れ先の学校名
H30	1 人	北魚目小学校
R 1	4 人	北魚目小学校（3 人）、魚目中学校（1 人）
R 2	3 人	北魚目小学校
R 3	3 人	北魚目小学校

（３）校舎等の経過年数・耐用年数

令和３年度現在、建築後３０年を経過している学校が、全体の７割を占めており、耐用年数を超えている小学校が３校、中学校が２校となっています。

今後は、児童生徒数の減少に併せ、統合を視野に入れた学校環境の整備も検討していく必要があります。

■小学校

学校名	校舎		体育館	
	経過年数	耐用年数	経過年数	耐用年数
若松中央小学校	22	47	22	47
若 松 東小学校	34	47	33	47
今 里小学校	32	47	36	47
青 方小学校	51	47	18	47
上 郷小学校	41	47	39	47
魚 目小学校	17	47	41	47
北 魚 目小学校	46	47	39	47
有 川小学校	50	47	49	47
東 浦小学校	61	47	44	47
奈 良 尾小学校	7	47	－	－

※耐用年数：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より

■中学校

学校名	校舎		体育館	
	経過年数	耐用年数	経過年数	耐用年数
若 松中学校	55	47	50	47
上五島中学校	36	47	35	47
魚 目中学校	52	47	49	47
有 川中学校	18	47	18	47
奈良尾中学校	42	47	8	47

第3節 学校統合の組合せ

(1) 統廃合モデル

教育委員会が望ましいと考える学校統合の学校組合せや統合後の学校位置（以下「統合モデル」という。）を、以下の【統廃合モデル】のとおりとします。

この統廃合モデルについては、例えば、「統廃合の対象校が3校を超える統廃合モデルにおいて、学校統廃合が一度に進まない場合に、段階的に学校統廃合を進めること」、「小学校、中学校とも学校統合の対象となっている地域において、中学校の統廃合を優先すること」なども考えられます。

教育委員会では、学校の小規模化が一段と進行する中、本計画の計画期間中に、全ての統廃合モデルについて学校統廃合を実現することを目指しますが、学校統廃合を進めるに当たっては、第5章の示すとおり、保護者や地域住民との合意に基づいて実施します。

【統廃合モデル】

※統廃合後の学校名や場所は、案として仮に明記しているものです。

■統廃合モデル（小学校）

優先対象校（3学級以下）の統廃合計画

パターン①（若松中央小学校・若松東小学校）の場合

【令和9年度時点】

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
若松中央	4	4	5	1	9	6	29	3	3
若松東	5	2	4	0	5	6	22	3	2

※ は、複式学級

【統廃合した場合】

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
若松中央	9	6	9	1	14	12	51	4	2

若松中央小学校と若松東小学校を統廃合したとしても、複式学級は2学級あり検討対象校として残ることになります。なお、統合した場合の学校名・場所は、校舎の経過年数や通学区域を考慮し、若松中央小学校とします。

パターン②（若松東小学校・奈良尾小学校）の場合

【令和9年度時点】

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
若 松 東	5	2	4	0	5	6	22	3	2
奈 良 尾	2	4	5	2	8	3	24	3	3

※ は、複式学級

【統廃合した場合】

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
奈 良 尾	7	6	9	2	13	9	46	4	2

若松東小学校と奈良尾小学校を統廃合したとしても、複式学級は2学級あり検討対象校として残ることになります。なお、統合した場合の学校名・場所は、校舎等の経過年数及び若松地区には、若松中央小学校が残ることなどを考慮し、奈良尾小学校とします。

パターン③（若松中央小学校・若松東小学校・奈良尾小学校）の場合

【令和9年度時点】

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
若松中央	4	4	5	1	9	6	29	3	3
若 松 東	5	2	4	0	5	6	22	3	2
奈 良 尾	2	4	5	2	8	3	24	3	3

※ は、複式学級

【統廃合した場合】

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
奈 良 尾	11	10	14	3	22	15	75	6	—

統廃合後は、優先対象校及び検討対象校の定義からも除外されます。なお、統合した場合の学校名・場所は、校舎等の経過年数や通学時間等を考慮し、奈良尾小学校とします。

パターン④（魚目小学校・北魚目小学校）の場合

【令和 9 年度時点】

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計		
魚 目	9	8	12	15	16	11	71	6	—
北 魚 目	1	4	3	4	4	4	20	3	3

※ は、複式学級

【統廃合した場合】

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計		
魚 目	10	12	15	19	20	15	91	6	—

統廃合後は、北魚目小学校が魚目小学校へ吸収統合されます。それに伴い、複式学級は解消し、優先対象校及び検討対象校の定義からも除外されます。

■統廃合モデル（中学校）

優先対象校（学年に 10 人以下の学級がある）の統廃合計画

パターン①（若松中学校・奈良尾中学校）の場合

【令和 9 年度時点】

中学校名	生徒数				学級	うち 複式
	1 年	2 年	3 年	計		
若 松	14	6	13	33	3	—
奈 良 尾	7	3	6	16	3	—

【統廃合した場合】

中学校名	生徒数				学級	うち 複式
	1 年	2 年	3 年	計		
若 松	21	9	19	49	3	—

校舎等の経過年数や通学時間等を考慮すると、奈良尾中学校を閉校して、若松中学校との統廃合の方が好ましいと考えます。しかし、1 学年 10 人超や全校生徒 50 人以上等の基準が満たされないため、優先対象校及び検討対象校の定義は解消されません。

■学校統廃合前：令和９年度推計

(単位：人・学級)

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
若松中央	4	4	5	1	9	6	29	3	3
若松東	5	2	4	0	5	6	22	3	2
青方	14	17	24	25	22	25	127	6	—
上郷	7	5	7	8	7	10	44	4	2
魚目	9	8	12	15	16	11	71	6	—
北魚目	1	4	3	4	4	4	20	3	3
有川	24	21	28	26	36	20	155	6	—
東浦	5	7	3	12	9	6	42	4	2
奈良尾	2	4	5	2	8	3	24	3	3
計	71	72	91	93	116	91	534	38	15

※ は、複式学級



■学校統廃合後：令和９年度推計

(単位：人・学級)

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
青方	14	17	24	25	22	25	127	6	—
上郷	7	5	7	8	7	10	44	4	2
魚目	10	12	15	19	20	15	91	6	—
有川	24	21	28	26	36	20	155	6	—
東浦	5	7	3	12	9	6	42	4	2
奈良尾	11	10	14	3	22	15	75	6	—
計	71	72	91	93	116	91	534	32	4

※ は、複式学級

※今里小学校は青方小学校に令和５年度に統廃合されたものとしています。

※若松中央小学校と若松東小学校を奈良尾小学校に統廃合することになります。

※北魚目小学校を魚目小学校に統廃合することになります。

■学校統廃合前：令和９年度推計 (単位：人・学級)

中学校名	生徒数				学級	うち 複式
	1年	2年	3年	計		
若 松	14	6	13	33	3	—
上 五 島	30	28	40	98	3	—
魚 目	17	22	15	54	3	—
有 川	37	33	29	99	4	—
奈 良 尾	7	3	6	16	3	—
計	105	92	103	300	16	—



■学校統廃合後：令和９年度推計 (単位：人・学級)

中学校名	生徒数				学級	うち 複式
	1年	2年	3年	計		
若 松	21	9	19	49	3	—
上 五 島	30	28	40	98	3	—
魚 目	17	22	15	54	3	—
有 川	37	33	29	99	4	—
計	105	92	103	300	13	—

※奈良尾中学校を若松中学校に統廃合することになります。

第4節 令和9年度以降の検討対象校

(1) 適正規模・適正配置の検討対象校及び優先対象校

令和9年度以降の適正規模・適正配置の検討対象校及び優先対象校については、下記のとおりです。優先対象校については、第5次計画において適正配置を考えていかなければなりません。

■令和14年度検討対象校及び優先対象校一覧

No.	区分	学校名	児童生徒数	学級数	摘要
1	検討	上郷小学校	33人	4学級	複式学級（2学級）
2	検討	東浦小学校	34人	4学級	複式学級（2学級）
3	検討	奈良尾小学校	54人	5学級	複式学級（1学級）
4	優先	若松中学校	27人	3学級	1学年10人以下
5	検討	魚目中学校	46人	3学級	全校50人以下

■令和14年度児童生徒数及び学級数の推計（単位：人・学級）

小学校名	児童数							学級	うち 複式
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
青方	14	20	18	21	19	14	106	6	—
上郷	7	8	4	6	5	3	33	4	2
魚目	10	11	17	16	12	8	74	6	—
有川	24	15	32	22	24	16	133	6	—
東浦	5	4	7	11	1	6	34	4	2
奈良尾	11	10	17	1	8	7	54	5	1
計	71	68	95	75	71	54	434	31	5

※ は、複式学級

中学校名	生徒数				学級	うち 複式
	1年	2年	3年	計		
若松	3	14	10	27	3	—
上五島	33	31	22	86	3	—
魚目	19	15	12	46	3	—
有川	38	31	28	97	3	—
計	93	91	72	256	12	—

第5章 適正規模・適正配置の実施に関する事項

第1節 学校統廃合の実施手順

学校の適正規模・適正配置は、次世代を担う子供たちの教育環境を第一に考える必要があり、適正規模・適正配置の対象となる小中学校の保護者等に対して、教育委員会から少子化の現状や将来推計、適正規模・適正配置の必要性、具体的な方策等についての説明を行います。

特に学校は、地域コミュニティの核としての性格を有しており、地域における文化・スポーツの活動拠点や防災拠点としての役割を持っている場合があります。特に、小規模校では、日頃から地域との関わりが深く、教育活動や学校行事等に様々な支援・協力をいただいています。

また、本町では、学校が抱える様々な課題を解決するために、全小中学校に学校支援会議を設置して、地域と連携した学校づくりを推進しており、学校運営に地域住民が密接に関わっている状況があります。

このため、学校統廃合については、保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の合意に基づき進めるものとします。

(1) 学校統廃合の実施手順（合意形成の流れ）

① 学校統廃合に関する意見交換会

教育委員会と保護者等が、学校の適正規模・適正配置について、幅広く意見交換を行い、学校の現状や課題等について情報の共有を図るため、学校統廃合に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催します。

意見交換会は、教育委員会が統合モデルで学校統廃合の対象となっている校区の保護者や地域住民を対象に開催します。

意見交換会は、より率直な意見を聞きたいため、保護者と地域住民とは、原則として別々に開催します。

また、意見交換会では、学校統廃合の必要性や統合校の位置など学校統廃合に関する基本的事項について協議し、地域としての考え方を示していただきます。

② 意見交換会の結果の提出

意見交換会での協議結果は、「要望書」や「意見書」などの書面で、町長又は教育委員会教育長に提出していただきます。

この協議結果で、学校統廃合の方向性が示された場合には、学校統廃合に対する保護者や地域住民の合意が得られたものとします。

③ 閉校記念事業推進委員会

学校統廃合について、合意が得られた場合には、保護者や地域住民の代表の方など関係団体等が選出した方に参加していただき、閉校記念事業推進委員会を開催し、学校統廃合に向けた具体的な内容を協議していただきます。

主な協議項目は、閉校式などです。

(2) 地域の状況に応じた学校統廃合の実施手順（合意形成の流れ）

学校統廃合においては、2校が1校に統廃合する場合もあれば、3校が1校に統合する場合もあるなど、学校統廃合の規模や内容は様々です。

このため、学校統廃合の実施手順については、学校統廃合の規模や内容、それまでの地域での検討状況など、地域の状況に応じて柔軟に進めて行くことが、より適切であり、前述の実施手順を基本としつつ、地域の状況に応じた実施手順によって進めることも可能とします。

この場合においても、学校統廃合は、関係者の総意をもって進めるという基本的な考え方に基づいて進める必要があり、地域としての考え方については、書面で町長又は教育委員会教育長に提出することをお願いします。

第2節 学校統廃合に当たって配慮すべき事項

(1) 統廃合前の児童生徒の交流

学校統廃合に対する児童生徒や保護者の不安を和らげるため、計画的に合同の学校行事や授業を実施するなど、統廃合前の児童生徒の交流に配慮します。

(2) 教職員の配置

学校統廃合に伴う環境の変化に対する児童生徒、保護者の不安や動揺を最小限にするとともに、学校統廃合に関する諸準備及び統廃合後の学校運営等を円滑に進めることができるよう、長崎県教育委員会との情報共有や連携を図り、適切な教職員の配置に努めます。

(3) 通学の安全確保

学校統廃合において、通学の安全確保は、保護者の大きな不安要素の1つであり、児童生徒が安全に通学できることを最優先に、通学距離や公共交通機関の運行状況等に応じて、スクールバス（中型バス、マイクロタクシー・普通タクシー等）を運行するなど、最も安全な通学方法を検討し、統廃合後の通学に支障がないよう取り組みます。

(4) 統合校の支援体制等の充実

統合校に対しては、より積極的にスクールカウンセラーを派遣するなどし、生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見、不審者対応も含めた通学路の安全確保等に努め、きめ細かな学校支援体制の充実に取り組みます。

また、統合校については、既存の施設を有効活用することを原則としながらも、統合による教育環境の変化に適切に対応するため、重点的に学校施設の改修に努めます。

(5) ホームページなどによる情報公開

学校統廃合に関する検討状況や統廃合準備の進捗状況、保護者等からいただいたご意見・ご質問に対する回答などを公開することにより、学校統廃合の取組について把握していただけるよう、ホームページなどによる情報公開を行います。

また、学校統廃合までには、様々な作業や手続きが必要ですが、作業等の内容や期間、学校統廃合の規模や内容によって異なります。このため、過去の事例等を参考に、学校統廃合の作業工程を整理し、意見交換会やホームページなどで情報を提供していきます。

(6) 学校跡地の有効活用

学校統廃合に伴う学校の跡地利用については、全町的な行政需要を踏まえた上で、意見交換会で示された意見を参考とし、施設や地域の状況に応じた利用や処分を関係各課と連携し、検討します。

■ 基本的な学校統廃合の実施手順（合意形成の流れ） ■

学校統廃合に関する意見交換会

【協議事項】

- ・ 学校統廃合の必要性
- ・ 統廃合校の位置など学校統廃合に関する基本的事項
- ・ 統廃合の時期
- ・ 通学方法
- ・ 廃校後の跡地利用

【組織】（例示）

- ・ 保護者の代表者
- ・ 各地区の役員（郷長・駐在員）等地域住民の代表者
- ・ その他関係機関の代表者

意見交換会の結果を町長（教育長）に提出

= 合意

閉校記念事業推進委員会

【主な協議事項】

- ・ 閉校式

【組織】（例示）

- ・ 保護者の代表者
- ・ 各地区の役員（郷長・駐在員）等地域住民の代表者
- ・ その他関係機関の代表者

学校統廃合

第6章 幼稚園の適正配置に関する事項

第1節 幼稚園の適正配置

幼稚園の適正配置につきましては、平成27年度から子ども・子育て支援制度が始まり、令和元年10月から3歳児以上の幼保無償化が実施されたことで、本町の出生数は減少傾向にあったものの、保育所を利用する児童は増加することになりました。

幼稚園には、小中学校で定められた校区がないため、適正な規模を示すことが困難な状況にありますが、第3次計画の考え方である「園児数が10人以下になった場合、統廃合を検討する。」を基本とし、統廃合する場合は、幼稚園同士や幼稚園と保育所を認定こども園に統合することも検討します。この統廃合を検討する基準は、保育所も同様の基準です。

また、適正配置に関しては、福祉課の策定した「子ども子育て支援事業計画」とも連携を図ります。

なお、第4次計画期間中の統廃合については、現在、休園中の魚目幼稚園について統廃合の検討を進めていきます。

■令和3年度幼稚園・認定こども園（幼稚園部）園児数一覧（単位：人）

園 名	定員	3歳児	4歳児	5歳児	計
青 方 幼 稚 園	60	8	13	13	34
魚 目 幼 稚 園	30	休 園 中			
有 川 幼 稚 園	60	12	11	6	29
認定こども園若松保育所	10	0	2	1	3
計	160	20	26	20	66

■園児数の推移（単位：人）

園 名	H28	H29	H30	R1	R2	R3
青 方 幼 稚 園	45	47	40	35	34	34
魚 目 幼 稚 園	9	10	7	7	7	休園
有 川 幼 稚 園	32	32	34	32	37	29
認定こども園若松保育所	8	6	5	4	8	3
計	94	95	83	78	86	66

資 料 編

■学校の適正規模・適正配置に関する関係法令（抜粋）

▼学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第 38 条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

※中学校については、第 49 条において準用

▼学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

※中学校については、第 79 条において準用

▼義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）

第 3 条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった公舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の 2 分の 1

▼義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね 6 キロメートル以内であること。

2 5 学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数とを統合する場合においては、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合するものとみなす。

■「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月文部科学省公表）で示された小規模校のメリットや学校運営上の課題等

【小規模校のメリット】

- ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ②意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑥教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
- ⑦異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑧地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ⑨児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

【小規模校のメリットを最大限に生かす取組例】

- ①ICT（例：電子黒板、実物投影機、児童生徒用PC、デジタル教材等）を効果的に活用し、一定レベルの基礎学力を全ての児童生徒に保障する。
- ②個別指導や補習の継続的な実施、学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などを総合的に実施する。
- ③少人数であることを生かすことでより効果を高めることが期待できる教育活動（例：外国語の発音や発表の指導、プレゼンテーション指導、音楽・美術・図画工作・体育等の実技指導）において、きめ細かな指導や繰り返し指導を徹底する。
- ④技能の向上の観点から、ICTを活用して運動のフォームや実習の作業等を動画撮影し、効果的な振り返りに活用する。
- ⑤総合的な学習の時間において個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させる。
- ⑥少人数であることを生かして、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、踏み込んだ意見交換をさせる。

- ⑦児童・生徒会活動や各種の班活動等を通じて、意図的に全ての児童生徒に全ての役職を経験させる。
- ⑧隣接学年のみならず、学校全体での異年齢活動や協働学習を年間通じて計画的に実施する。
- ⑨教育活動全体を通じて、校外学習も含めた様々な体験の機会を積極的に取り入れる。

【小規模校の学校運営上の課題】

（１）学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥男女比の偏りが生じやすい。
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪教科等が得意な子供の考え方にクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

（２）複式学級が編制された場合の課題

- ①教員に特別な指導技術が求められる。
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

（３）教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ⑤教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる。
- ⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい。
(学年会や教科会等が成立しない。)
- ⑨学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ⑩免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ⑪クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

【小規模校の学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】

- ①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③協働的な学びの実現が困難となる。
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

【学校統合の効果（過去の統合事例より）】

（１）児童生徒への直接的な効果

- ①良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった。
- ②以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った。
- ③社会性やコミュニケーション能力が高まった。
- ④切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した。
- ⑤友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった。
- ⑥多様な意見に触れる機会が増えた。
- ⑦異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた。
- ⑧学校が楽しいと答える子供が増えた。
- ⑨進学に伴うギャップが緩和された。
- ⑩多様な進路が意識されるようになった。

（２）指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果

- ①複式学級が解消された。
- ②クラス替えが可能になった。
- ③より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった。
- ④校内研修が活性化し、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった。
- ⑤グループ学習や班活動が活性化し、授業で多様な意見を引き出させるようになった。
- ⑥音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した。
- ⑦少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった。
- ⑧一定の児童生徒数の確保により、特別支援学級が開設できた、特別支援教育の活動が充実した。
- ⑨バランスの取れた教員配置が可能となった、免許外指導が解消又は減少した。
- ⑩施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった、教材教具が量的に充実した
- ⑪校務の効率化が進んだ、教育予算の効果的活用が進んだ。
- ⑫保護者同士の交流関係が広がった、PTA活動が活性化し、学校と地域との連携協働関係が強化された。

■小中学校児童生徒数推計(H17～R20)

小学校	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	平均 減少率	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
若松中央	人数	111	99	91	86	81	71	68	62	56	48	44	45	44	43	42	39	34	34	37	32	30	31	29	27	26	24	23	22	20	19	18	17	16	15
	減少率		▲10.8%	▲6.1%	▲5.5%	▲5.8%	▲12.3%	▲4.2%	▲8.8%	▲9.7%	▲14.3%	▲6.3%	2.3%	▲2.2%	▲2.3%	▲2.3%	▲7.1%	▲12.8%	0.0%	8.8%	▲13.5%	▲6.3%	3.3%	▲6.5%	▲5.7%										
若松東	人数	104	104	98	84	77	74	64	64	58	55	63	56	54	47	39	41	37	35	34	28	26	25	22	21	19	18	17	16	15	14	13	12	11	11
	減少率		0.0%	▲5.8%	▲14.3%	▲8.3%	▲3.9%	▲13.5%	0.0%	▲9.4%	▲5.2%	14.5%	▲11.1%	▲3.6%	▲13.0%	▲17.0%	5.1%	▲9.8%	▲5.4%	▲2.7%	▲17.1%	▲5.9%	▲3.6%	▲12.0%	▲6.4%										
浜ノ浦	人数	49	49	46	41	36	30	28	27	21	18	21	17	12	10	9	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	減少率		0.0%	▲6.1%	▲10.9%	▲12.2%	▲16.7%	▲6.7%	▲3.6%	▲22.2%	▲14.3%	16.7%	▲19.0%	▲29.4%	▲16.7%	▲10.0%	22.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
今里	人数	54	46	47	52	44	43	39	36	33	26	27	23	17	19	17	14	16	12	13	14	14	16	15	14	14	13	12	12	11	11	10	10	9	9
	減少率		▲14.8%	2.2%	10.6%	▲15.4%	▲2.3%	▲9.3%	▲7.7%	▲8.3%	▲21.2%	3.8%	▲14.8%	▲26.1%	11.8%	▲10.5%	▲17.6%	14.3%	▲25.0%	6.3%	8.3%	0.0%	14.3%	▲6.3%	▲4.9%										
青方	人数	249	228	214	203	191	190	164	153	148	142	136	137	131	117	126	126	122	128	131	125	119	115	112	108	104	101	97	94	91	88	85	82	79	76
	減少率		▲8.4%	▲6.1%	▲5.1%	▲5.9%	▲0.5%	▲13.7%	▲6.7%	▲3.3%	▲4.1%	▲4.2%	0.7%	▲4.4%	▲10.7%	7.7%	0.0%	2.4%	▲0.8%	2.3%	▲4.7%	▲4.6%	▲3.2%	▲2.6%	▲3.4%										
上郷	人数	165	155	146	148	135	127	127	119	111	105	102	94	82	97	91	82	80	73	69	56	53	49	44	42	39	37	35	33	31	30	28	26	25	24
	減少率		▲6.1%	▲5.8%	1.4%	▲6.8%	▲5.9%	0.0%	▲6.3%	▲6.7%	▲5.4%	▲2.9%	▲7.8%	▲12.8%	18.3%	▲6.2%	▲9.8%	▲2.4%	▲8.8%	▲5.0%	▲17.8%	▲4.3%	▲7.1%	▲10.2%	▲5.5%										
魚目	人数	145	135	141	147	143	146	144	143	141	134	135	130	121	114	101	102	102	97	95	89	88	76	71	69	67	65	63	61	59	57	54	52	50	
	減少率		▲6.9%	4.4%	4.3%	▲2.7%	2.1%	▲1.4%	▲1.4%	▲5.0%	0.7%	▲6.3%	▲5.8%	▲11.4%	1.0%	0.0%	▲4.9%	▲2.0%	▲6.2%	▲1.1%	▲13.5%	▲6.6%	▲3.1%												
北魚目	人数	137	130	119	106	88	78	66	51	47	45	37	31	33	29	22	15	18	20	18	19	20	22	20	18	17	16	15	13	12	12	11	10	9	8
	減少率		▲5.1%	▲8.5%	▲10.8%	▲17.0%	▲11.4%	▲15.4%	▲22.7%	▲7.8%	▲4.3%	▲17.8%	▲16.2%	6.5%	▲12.1%	▲24.1%	▲31.8%	20.0%	11.1%	▲11.1%	5.0%	5.8%	10.5%	▲9.1%	▲7.6%										
有川	人数	308	305	297	281	297	287	280	253	231	224	196	187	173	164	158	141	145	134	152	153	162	155	155	150	146	142	138	133	130	126	122	118	115	111
	減少率		▲1.0%	▲2.6%	▲5.4%	5.7%	▲3.4%	▲2.4%	▲8.6%	▲8.7%	▲3.0%	▲12.5%	▲4.6%	▲7.5%	▲5.2%	▲3.7%	▲10.8%	2.8%	▲7.6%	12.4%	0.7%	5.9%	▲4.6%	0.0%	▲3.0%										
真浦	人数	117	115	110	105	114	103	101	93	95	93	94	86	80	69	62	59	52	49	54	55	48	50	42	40	38	37	35	34	32	31	29	28	27	26
	減少率		▲1.7%	▲4.3%	▲4.5%	8.6%	▲9.6%	▲1.9%	▲7.9%	2.2%	▲2.1%	1.1%	▲6.5%	▲7.0%	▲13.8%	▲10.1%	▲4.8%	▲11.9%	▲5.8%	9.6%	2.0%	▲13.0%	3.6%	▲16.0%	▲4.4%										
奈良尾	人数	162	143	131	113	107	101	86	76	73	67	52	49	50	53	50	36	38	38	36	29	28	29	24	22	20	19	17	16	15	14	13	12	11	10
	減少率		▲11.7%	▲8.4%	▲13.7%	▲5.3%	▲5.6%	▲14.9%	▲11.6%	▲3.9%	▲8.2%	▲22.4%	▲5.8%	2.0%	6.0%	▲5.7%	▲28.0%	5.6%	0.0%	▲5.3%	▲18.4%	▲2.8%	3.4%	▲17.2%	▲7.8%										
計	人数	1,601	1,509	1,440	1,366	1,313	1,250	1,167	1,077	1,014	957	907	855	797	762	717	666	651	620	639	600	588	568	534	511	480	472	452	434	416	402	384	369	354	340
	減少率		▲5.7%	▲4.6%	▲5.1%	▲3.9%	▲4.8%	▲6.6%	▲7.7%	▲5.8%	▲5.6%	▲5.2%	▲6.7%	▲6.8%	▲4.4%	▲5.9%	▲7.1%	▲2.3%	▲4.8%	2.9%	▲6.3%	▲1.9%	▲3.3%	▲5.8%	▲4.8%										

中学校	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	平均 減少率	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
若松	人数	133	125	124	112	108	91	81	77	81	75	68	60	54	57	51	48	49	47	50	38	37	31	33	32	40	27	24	16	24		22	21	20	18	17	
	減少率		▲6.0%	▲0.8%	▲8.7%	▲3.6%	▲15.7%	▲11.0%	▲4.9%	5.2%	▲7.4%	▲8.3%	▲11.8%	▲10.0%	5.6%	▲10.5%	▲5.9%	2.1%	▲4.1%	6.4%	▲24.0%	▲2.6%	▲16.2%	6.5%	▲3.0%	25.0%	▲32.5%	▲11.1%	▲33.3%	50.0%	▲6.5%		71	68	65	62	59
上五島	人数	281	299	281	262	256	240	234	214	208	194	180	162	159	141	128	103	111	121	114	127	120	119	98	93	94	97	83	86	74		71	68	65	62	59	
	減少率		6.4%	▲6.0%	▲6.8%	▲2.3%	▲6.3%	▲2.5%	▲6.5%	▲2.8%	▲6.7%	▲10.0%	▲1.9%	▲11.3%	▲8.2%	▲19.6%	7.8%	9.0%	▲5.8%	11.4%	▲5.5%	▲0.8%	▲17.6%	▲5.1%	1.1%	3.2%	▲4.1%	▲7.5%	▲14.0%	▲4.3%							
魚目	人数	81	76	62	51	57	64	79	74	74	70	72	73	86	86	82	73	62	61	66	63	61	54	54	52	54	54	46	37		36	35	35	34	33		
	減少率		▲6.2%	▲16.4%	▲17.7%	11.8%	12.3%	23.4%	▲6.3%	0.0%	▲5.4%	2.9%	1.4%	▲1.4%	19.4%	0.0%	▲4.1%	▲11.0%	▲15.1%	▲1.6%	8.2%	▲4.5%	▲3.2%	▲11.5%	0.0%	▲3.7%	3.9%	0.0%	▲14.6%	▲19.6%	▲2.3%						
北魚目	人数	90	90	76	67	61	55	54	53	49	44	30	27	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	減少率		0.0%	▲15.6%	▲11.8%	▲8.0%	▲9.8%	▲1.8%	▲1.9%	▲7.5%	▲10.2%	▲31.8%	▲10.0%	▲29.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
有川	人数	238	217	203	206	179	200	184	199	192	194	191	183	155	143	126	139	129	131	100	98	87	98	99	96	108	109	114	97	88		86	84	81	79	77	
	減少率		▲8.8%	▲6.5%	1.5%	▲3.1%	11.7%	▲8.0%	8.2%	▲3.5%	1.0%	▲1.5%	▲4.2%	▲15.3%	▲7.7%	▲11.9%	10.3%	▲7.2%	1.6%	▲23.7%	▲2.0%	▲11.2%	12.6%	1.0%	▲3.0%	12.5%	0.9%	4.6%	▲14.9%	▲8.3%	▲2.5%						
奈良尾	人数	101	90	90	80	70	62	59	52	46	35	38	29	29	24	26	25	22	16	17	22	25	18	16	13	18	13	15	11		10	10	9	9	8		
	減少率		▲10.9%	0.0%	▲11.1%	▲12.5%	▲11.4%	▲4.8%	▲11.9%	▲11.5%	▲23.9%	8.6%	▲23.7%	0.0%	▲17.2%	8.3%	▲3.3%	▲12.0%	▲27.3%	6.3%	29.4%	13.6%	▲28.0%	▲11.1%	▲18.8%	38.5%	▲27.8%	15.4%	▲26.7%	0.0%	▲5.9%						
計	人数	924	897	836	778	731	712	691	669	650	612	579	534	488	451	417	397	384	377	342	351	332	327	300	286	312	300	300	256	234		225	218	210	202	194	
	減少率		▲2.9%	▲6.8%	▲6.9%	▲6.0%	▲2.6%	▲2.9%	▲3.2%	▲2.8%	▲5.8%	▲5.4%	▲7.8%	▲8.6%	▲7.6%	▲7.5%	▲4.5%	▲3.3%	▲1.8%	▲6.3%	2.6%	▲5.4%	▲1.5%	▲8.3%	▲4.0%	8.3%	▲3.8%	0.0%	▲14.7%	▲8.6%	▲4.6%						

※ H17～R3の数値は、学校基本調査より、小学校のR4～R9及び中学校のR4～R15は、住民基本台帳より、
※ 小学校のR10～R20及び中学校のR16～R20は、小学校のH17～R9及び中学校のH17～R15の学校毎の平均減少率を算出し得た数値。

学校区別15歳以下人口(令和3年4月1日現在)

(単位:人)

学 校 名	学 校 区	年 齢																計
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
若 松 中 央 小 学 校	若 松	1	3	2		2	5	3	2	5	1	2	3	1	2		5	37
	神 部			1		1			1					1	2			6
	樫 ノ 口																	
	土 井 ノ 浦	1				2		2		1	1		1			1		9
	里 ノ 浦		1											1				2
	大 平																	
	西 神 ノ 浦					1					1			1				3
	日 島																	
	有 福 東			1	1						1	1			1		1	6
	有 福 西																	
	漁 生 浦											1		2	2			5
	筒 ノ 浦	1				1		1										3
	堤											1						1
	滝 ケ 原					1			1		1			1				4
	石 司																	
	間 伏																	
	鵜 ノ 瀬					1	1	1		1	1	1	1	3		1		11
	榊 ノ 浦																1	1
	月 ノ 浦	1		1														2
	小 計	4	4	5	1	9	6	7	4	7	6	6	5	10	7	2	7	90
若 松 東 小 学 校	佐 尾																	
	桐		1				1			1	1		1	1		2	2	10
	古 里	1	1	1			1	5	1	1		2	2	5	1	2	3	26
	築 地													1		1		2
	白 魚						1	1	1		1	1		2		1	1	9
	宿 ノ 浦					1		1			2		1	2		1	2	10
	笛 吹					1	1	1		2		1				2	1	9
	中 ノ 浦					1	1	1		2	1	1	2	1	1	3	5	19
	橋 ノ 木															1		1
	荒 川	2		1		1		1	1		1	1	2				1	11
	郷 ノ 首													2				2
	高 仏	2		2		1	1			1							1	8
	小 計	5	2	4	0	5	6	10	3	7	6	6	8	14	2	13	16	107
青 方 小 学 校	元 浜	2	6	2	8	2	3	4	2	8	1	6	2	2	6	1	2	57
	本 町	1	1			2	1		2	1				1				9
	青 方 新 町	1		2	1	1	1	1	3	4	2		1	1	1	1	3	23
	港 町		1	2			4	1	1			1	1	1	2	2		16
	汐 見 町			6		1	6	2	1	3	5	1	4	7		3	2	41
	天 神 東	5	2	4	4	2	2			6	4		4	2		3	2	40
	天 神 西	1	2	4	2	4	3	3	3	3	3	1	3	3		2		37
	大 曾	1		1	1	3	1	2	3		4	3	2		4		8	33
	相 河		1		2	2	2	1	2		4		1			4		19
	船 崎												1					1
	小 浜		1															1
	道 土 井	2		1	2		1			1				2	2	1	1	13
	三 本 松																	
	続												2		1			3
	浜 ノ 浦													1				1
	猪 ノ 浦				1				1		1			1		1		5
	飯 ノ 瀬 戸					1		1		1		1		2				6
	焼 崎																	
	青 木																	
	小 計	13	14	22	21	18	24	15	18	27	24	13	21	23	16	18	18	305

学校区別15歳以下人口(令和3年4月1日現在)

(単位:人)

学 校 名	学 校 区	年 齢																
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
上 郷 小 学 校	南 町	1	3	2	2	2	2	5	2	1	5	5	5	5	4	6	1	51
	奈 摩 北 町	3		2		1	3	3	4	2	5	3	5	1	5		2	39
	内 方	2	1	2	2	1	3				2		1		4	4		22
	口 方		1		1	1		1		1	3	1		3	1		1	14
	網 上			1	2	1	2	3	2	3	4	1	6	1	3	3	2	34
	冷 水	1			1	1			1	3	2	1	1	2		2		15
	小 計	7	5	7	8	7	10	12	9	10	21	11	18	12	17	15	6	175
今 里 小 学 校	跡 次				1	1			1		1					1		5
	三 日 ノ 浦		1	1	1	1	1			1	1		3			2	1	13
	桂 山																	
	佐 ノ 原																	
	今 里	1	1		2	1		2	1	1	1	4	3	2	2		1	22
	真 手 ノ 浦		1	1		1				1	3	1	2	1		1		12
	小 計	1	3	2	4	4	1	2	2	3	6	5	8	3	2	4	2	52
魚 目 小 学 校	浦 桑 1				2	1		1	1		1		1	1	2	1	2	13
	浦 桑 2					1		1				1				2		5
	浦 桑 3										1	1				1		3
	浦 桑 4										2				1			3
	浦 桑 5																	
	浦 桑 6	1	2	2	1	4	1	4	2	3	3	1	1	1	2	1	2	31
	浦 桑 7		1		1		1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	12
	浦 桑 8											1			1			2
	浦 桑 9	1				1						1	2	1			1	7
	浦 桑 10	1		1			1							1				4
	浦 桑 11	1	1	2	2	1	1		4	1	1	4	2	1		1		22
	浦 桑 12	1		2		1	2		2		2	1	1	1	1		2	16
	新 町 上																	
	榎 津 新 町								1				1		2	1	2	7
	浜 町					1				1					1			3
	東 町								1	1								2
	寿 町				1		1			1		1	1			1		6
	幸 町		1	1														2
	榎 津 北 町													1				1
	北 町 上					1								1				2
	桜 町	1		1	1	2		1				1	3	2	1	1	2	16
	丸 尾 1				1		1		1					2		1		6
	丸 尾 2					1			1		1				1		1	5
	丸 尾 3				1					1			1	1		1		5
	丸 尾 4		1	1	1		1	2	1		3	2		2	1	2	1	18
	丸 尾 5	1		2						1		1	1			2	1	9
	丸 尾 6	1	1		1			1	3	1	2	1			2	1	1	15
	丸 尾 7	1								1	2			1		3	3	11
	丸 尾 8		1		1		1											3
	丸 尾 9								1						1		2	4
	似 首 1				2						1	1						4
	似 首 2													1				1
	似 首 3					1		1	1		1							4
	似 首 4						1				1		1					3
	似 首 5																	
	似 首 6					1			1		1		1					4
	小 計	9	8	12	15	16	11	12	21	12	23	18	17	18	16	20	21	249

学校区別15歳以下人口(令和3年4月1日現在)

(単位:人)

学 校 名	学 校 区	年 齢																
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
北 魚 目 小 学 校	大 浦															1		1
	栄ノ浦				1	1		1								1	1	5
	小串中筋							1								2		3
	坂 田																	
	上 筋																	
	浜 筋		1		1					1		1			1		1	6
	上 小 串															1		1
	曾 根		1	1		1	1		1			1			1	2		9
	曾 根 一				1	1	1					1	1		5		2	12
	曾 根 二		1						1	1		1			1	1		6
	大 水																	
	江 袋																	
	先 筋		1															1
	向 江	1		1	1		1				1		1		1			7
	立串中筋																	
	後 浜																	
	稲 荷																	
	田 端																1	1
	上 立 串			1		1	1	1			1	1						6
	小 瀬 良																	
	上 小 瀬 良																	
	立串大瀬良																	
	赤 波 江																	
	仲 知															1		1
	一 本 松																	
	竹 谷																	
	米 山																	
	津 和 崎																1	1
	小 計	1	4	3	4	4	4	3	2	2	2	5	2	0	9	9	6	60
有 川 小 学 校	有 川 中 筋	2	3		4	2	1	5		1	1	3	6	1	5	4	2	40
	船 津	2	1	3	3	3	1		2		2		2	1	4		3	27
	浜		1	3	1	2	1	1	3	2	2	4	2	8	5	4	5	44
	上 有 川	3	1	2	3	6	4	3	6	4	4	3	3	3	1	4	1	51
	高 崎	2	4	3	4	6	3	4	4	6	4		1	2	4	2	4	53
	西 原	8	5	11	7	10	5	6	9	5	6	5	8	5	13	8	9	120
	茂 串	3	2	5	1	2	3	2	1		1	2	2	1	3		5	33
	蛤	1	3	1	2	2	1	3		3	1				1	1	1	20
	小 河 原		1			3			1		1	1	2				1	10
	赤 尾												1		1	1		3
	友 住	1													1			2
	頭 島																	
	江ノ浜	1			1		1											3
	太 田 新								1			1	1	1			1	5
	太 田 後	1											1	1				3
	小 計	24	21	28	26	36	20	24	27	21	22	19	29	23	38	24	32	414

学校区別15歳以下人口(令和3年4月1日現在)

(単位:人)

学 校 名	学 校 区	年 齢																
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
東 浦 小 学 校	七 目	4	4	2	5	4	3	5	2	2	4	1	5	5	3	2	4	55
	中 野				2	4		2	1	3	5	1	2	7	8	4	4	43
	奥 浦														1		1	2
	阿 瀬 津		2	1	3	1		3		2	1	1	2	2	2	3	1	24
	鯛 ノ 浦	1	1		2		2	3	2		1		1	2	3	4	3	25
	鯛ノ浦大瀬良																	
	広 谷																	
	赤 井 窄																	
	東 神 ノ 浦													1		1	1	3
	佐 野 原						1			1							1	3
	船 隠									1								1
	小 計	5	7	3	12	9	6	13	5	9	11	3	10	17	17	14	15	156
奈 良 尾 小 学 校	先 小 路																	
	庚 申 山		1								1				1		1	4
	田 中	1										1				2		4
	宮 田		2	2		1	2		1		4	1			1	5	1	20
	小 奈 良 尾		1	3	2	4	1	2	2	3	2	5	2	1	6	2		36
	高 井 旅	1												1	1		1	4
	福 見							2		1	1							4
	中 山					1		1			1	1					2	6
	岩瀬浦1区							1						1			1	3
	岩瀬浦2区					1				1		2			1	1		6
	浜 串					1		1		1			1	1				5
	須 崎																	
	小 計	2	4	5	2	8	3	7	3	6	9	10	3	4	10	10	6	92
合 計		71	72	91	93	116	91	105	94	104	130	96	121	124	134	129	129	1,700

平成十六年八月



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平16九地、第132号)」

令和３年度新上五島町立学校等適正配置審議会委員名簿

任期：令和3年6月1日から
令和5年5月31日まで

No.	団体名	職名	氏名	条例第３条の規定	備考
1	新上五島町学校給食会	会長	大坪 裕明	学識経験を有する者	会長
2	新上五島町駐在員連絡協議会	代表	道下 陽章	町駐在員連絡協議会を代表する者	副会長
3	新上五島町ＰＴＡ連合会	会長	青柳 浄隆	町小中学校ＰＴＡ連合会を代表する者	
4	新上五島町校長会	会長	近藤 嘉浩	町立小中学校校長会を代表する者	
5	新上五島町立有川中学校	校長	高尾 良能	町立小中学校校長会を代表する者	
6	新上五島町教育委員会	委員	富永 重利	その他教育委員会が必要と認める者	
7	新上五島町立青方幼稚園	園長	木下 伸生	その他教育委員会が必要と認める者	

■事務局

学校教育課 課 長 村中 佳夫（事務局長）
指 導 監 永田 利彦（指導班）
課長補佐 川口 博孝（指導班）
課長補佐 横浦 利一（総務班）

新上五島町立学校等適正配置審議会長 様

新上五島町教育委員会
教育長 山本 元之

諮 問 書

新上五島町立学校等適正配置審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について
諮問いたします。

記

1. 諮問事項

第 4 次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画の策定について

2. 諮問理由

近年の社会情勢は、少子高齢化が顕著となり、家族の在り方なども大きく変化
し、国の財政状況も一段と厳しさを増しています。

本町においても、児童生徒数の減少や施設の老朽化など教育環境の改善・充実
に早急な対応が求められています。

このような状況のもと、第 3 次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画
(平成 2 9 年度～令和 3 年度)に基づき、平成 3 0 年 4 月に北魚目中学校が魚
目中学校に統合され、令和 3 年 4 月には、浜ノ浦小学校が青方小学校に統合され
たところであります。

今回、第 3 次計画が本年度をもって終了するため、新たに第 4 次新上五島町立
学校等適正規模・適正配置計画(令和 4 年度～令和 8 年度)を策定する必要があ
ります。委員皆様方におかれましては、児童生徒数の状況や学校教育制度の多様
化などの変化に対応するため、現在の小中学校の状況や将来の推計を検討、審議
していただき、次世代を担う子供たちの教育環境を整備するため、答申をいただ
きますようお願いするものであります。

新上五島町立学校等適正配置審議会 審議経過

会議	開催日	審議事項
第1回	令和3年6月22日	○会長、副会長選出 (1) 諮問事項について (2) 第3次計画期間中の状況について (3) 第4次計画の骨子(案)について (4) 今後のスケジュールについて
第2回	令和3年8月27日	(1) 第4次計画(案)について
第3回	令和3年10月1日	(1) 第4次計画(案)の修正について (2) パブリックコメントについて
第4回	令和3年12月17日	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 答申書(案)について (3) 第4次計画(最終案)について

＜パブリックコメントの実施結果＞

1. 意見募集期間 令和3年11月22日 ～ 令和3年12月13日
2. 意見提出者数 3人
3. 意見件数 5件

新 学 適 審 第 1 号
令 和 4 年 1 月 1 2 日
学 校 等 適 正 配 置 審 議 会

新上五島町教育委員会
教育長 山本 元之 様

新上五島町学校等適正配置審議会
会 長 大 坪 裕 明
(印省略)

第4次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画の策定について（答申）

令和3年6月1日付け3新上教学第403号で諮問のありました標記の件については、本審議会で審議し、その結果をとりまとめたので、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

第4次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画の策定について

2 答申事項

別添「第4次新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画」のとおり答申する。

3 附帯意見

本答申をもちまして、学校等適正規模・適正配置に関する本審議会としての方向性を示すこととなりますが、学校規模は年々変化することから、今回の審議対象校以外の学校についても、児童生徒数の変化に注視しつつ、早い段階から具体的な検討を進めることが必要と考えます。この答申が「ゆめを持ち、心豊かに、たくましく生き抜く力を育成する教育」に向けたより良い教育環境づくりに繋がることを強く望みます。

新上五島町立学校等適正規模・適正配置計画
(第4次)
令和4年度～令和8年度

発行：令和4年1月

新上五島町 教育委員会

〒857-4592

長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷491番地

TEL 0959-54-1981 FAX 0959-54-2555